



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年11月26日火曜日 第2525号

### ◇ 目 次 ◇

指定障害福祉サービス事業者の指定..... (障害福祉課) ... 910  
 指定障害福祉サービス事業の廃止..... ( " ) ... 910  
 解除予定保安林にする旨の通知..... (森林整備課) ... 910  
 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知..... ( " ) ... 911  
 公共測量の実施の通知..... (道路維持課) ... 911  
 道路の供用開始(県道桜井山路線)..... (東予地方局今治土木事務所) ... 911  
 道路の供用開始(県道松山東部環状線)..... (中予地方局管理課) ... 911

### 公 告

争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 911

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1289号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成25年11月26日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810200570	特定非営利活動法人はびふる	今治市菊間町浜203番地	永瀬正志	生活介護	生活介護事業所はびふる	今治市高地町2丁目1875番地5	平成25年10月1日
3820500571	特定非営利活動法人ピーススマイル	新居浜市秋生1724番地の1	村上紀子	共同生活介護	特定非営利活動法人ピーススマイル	新居浜市秋生1724番地の1	平成25年10月7日
3810300479	社会福祉法人正和会	宇和島市保田甲1932番地2	渡部嵐	就労継続支援A型	A・I Hope	宇和島市長堀1丁目1番43号	平成25年10月25日

#### ○愛媛県告示第1290号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年11月26日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810400154	有限会社タカハシ	八幡浜市1510番地53	水野豊	居宅介護	訪問介護ステーションももたろう保内	八幡浜市保内町川之石2丁目21番4号	平成25年10月31日
3810400154	有限会社タカハシ	八幡浜市1510番地53	水野豊	重度訪問介護	訪問介護ステーションももたろう保内	八幡浜市保内町川之石2丁目21番4号	平成25年10月31日

平成25年11月26日

愛媛県知事 中村時広

#### ○愛媛県告示第1291号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

- 解除予定保安林の所在場所  
伊予市中山町出淵9番耕地169の4から9番耕地169の8まで

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため



○愛媛県告示第1292号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年11月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
昭和58年8月8日農林水産省告示第1384号（四に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



○愛媛県告示第1293号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松前町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年11月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（航空写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 平成25年12月1日から  
平成26年3月31日まで
- 3 作業地域 松前町全域

○愛媛県告示第1294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年11月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	桜井山路線	今治市上徳乙114番6地先から 同市上徳乙109番7地先まで	平成25年11月26日
県 道	桜井山路線	今治市上徳甲666番1から 同市上徳甲670番6まで	平成25年11月26日



○愛媛県告示第1295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年11月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山東部環状線	松山市東野一丁目甲65番13から 同市東野一丁目甲13番6まで	平成25年11月26日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成25年11月14日あったので公表する。

平成25年11月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成25年度年末一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成25年11月28日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
公益財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786 - 13
公益財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。